

▼平成十四年度大崎町国民健康

保険事業特別会計補正予算

(第三号)

一千六百九十八万九千円を追加

総額十七億三百七十七万円

補正の主なものは、療養給付費負担金の前年度実績に伴う追加交付による補正増と、退職被保険

者等交付金の補正増及び保険給付費の補正増等をするものです。

▼平成十四年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第三号)

六百五十一万八千円を減額
総額六億六千九百七十五万円

補正の主なものは、人件費の減額及び工事請負費の執行残による減額並

びに地方債償還利子及び一時借入金利子の減額が主なもので

▼大崎町職員等の旅費に関する条例の一部改正

車賃の額を一キロメー

トル当たり三十七円から二十三円に改めるものです。

▼平成十四年度大崎町水道事業会計補正予算 (第四号)

収益的収入及び支出の予定額を
二億五千五百三十一万二千円

補正の主なものは、手数料等の減と異動に伴う

介護者等に対する保険給付費の調整と財政安定

化基金からの貸付借入によるもので

四十三万七千円を減額
総額十二億七千五百九十三万七千円

人件費等の減による調整

▼平成十四年度大崎町老人保健特別会計補正予算 (第三号)

一億三千七百万三千円を減額
総額二十三億四百三十一万六千円

補正の主なものは、医療費が見込みを下回ったため、支払基金交付金・

国県支出金及び一般会計繰入金等を調整するもの

▼大崎町手数料条例の一部改正

人事院勧告により、議員報酬・特別職・一般職の給与が一月より引き下げられたことに伴い、非常勤職員等の報酬額についても引き下げをおこなうものです。

▼非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

町民の知る権利を尊重し、町が保有する情報の公開を図り、町民への説明責任を明確にするために制定するものです。

◎条例関係

▼大崎町情報公開条例の制定

補正の主なものは、医療費が見込みを下回ったため、支払基金交付金・

国県支出金及び一般会計繰入金等を調整するもの